

第16条 県は、食品の安全安心の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全安心の確保に関する広報活動の充実により県民が食品の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 食品の安全安心の確保に関する措置

(回収等の報告等)

第17条 食品関連事業者は、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）をした食品等について回収し、又は廃棄させる処置を執らなければ県民の食品の安全安心の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合として規則で定める場合に該当するときは、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告をした食品関連事業者に対し、食品の安全安心の確保のために必要と認める助言、指導その他支援を行うことができる。

3 知事は、第1項の規定による報告があった場合又は前項の規定により助言、指導その他支援を行った場合で、県民に対し周知する必要があるときは、当該報告の概要及び助言、指導その他支援の内容を公表するものとする。

(食品の安全安心の確保に関する調査)

第18条 県民は、食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある食品があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該食品に係る食品供給行程において食品の安全安心の確保に関し知事に必要な調査の実施を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、当該求めに相当な理由があると認めるときは、前項の食品供給行程に係る食品関連事業者の同意を得て、当該食品供給行程における食品の安全安心の確保に関する調査を実施するものとする。

3 知事は、前項の調査を実施する上で、この条例の施行上必要な限度において、食品等の全部又は一部を無償で県に提供するよう求めることができる。

4 知事は、第2項の調査の結果により、食品の安全安心の確保のために必要があると認めるときは、同項の食品関連事業者以外の者の同意を得て、食品の安全安心の確保に関する調査を実施するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(調査の内容及び結果の公表)

第19条 知事は、前条第2項の調査（同条第4項の調査を実施した場合にあっては、当該調査を含む。）を実施したときは、その内容及び結果を速やかに公表するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条及び次項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

（回収等の報告に関する経過措置）

- 2 第17条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前に販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）をした食品等については、適用しない。

附 則（平成26年条例第53号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

3 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程

平成20年 8 月29日訓令第40号

沖縄県教育委員会教育長訓令第26号

(設置)

第1条 本県における食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食品の安全安心推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 食品の安全安心の確保に関する施策の推進に関すること。
- (3) 食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関すること。
- (4) その他食品の安全安心の確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、保健医療介護部を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健医療介護部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、保健医療介護部保健衛生統括監をもって充てる。
- 5 副幹事長は、保健医療介護部薬務生活衛生課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進本部又は幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年8月29日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第70号・教育委員会教育長訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月9日訓令第125号・教育委員会教育長訓令第16号）

この訓令は、平成23年12月9日から施行する。

附 則（平成25年9月24日訓令第75号・教育委員会教育長訓令第7号）

この訓令は、平成25年9月24日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第29号・教育委員会教育長訓令第9号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第40号・教育委員会教育長訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第30号・教育委員会教育長訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第28号・教育委員会教育長訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第28号・教育委員会教育長訓令第10号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月4日訓令第35号・教育委員会教育長訓令第11号）

この訓令は、令和6年10月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

生活福祉部長

農林水産部長

商工労働部長

文化観光スポーツ部長

教育長

別表第2（第6条関係）

生活福祉部生活安全安心課長

保健医療介護部健康長寿課長

農林水産部農林水産総務課長

農林水産部流通・加工推進課長

農林水産部営農支援課長

農林水産部園芸振興課長

農林水産部糖業農産課長

農林水産部畜産課長

農林水産部森林管理課長

農林水産部水産課長

商工労働部グローバルマーケット戦略課長

文化観光スポーツ部観光振興課長

文化観光スポーツ部交流推進課長

教育庁保健体育課長